

鉄壁サービス利用約款

第1条 (適用)

1. ユーザーサイド株式会社（以下「当社」といいます。）は、サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）に従い「鉄壁」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」といいます。）は本約款を遵守するものとします。本約款に同意することにより当社と利用者との間に成立する契約を、以下「本契約」といいます。
3. 当社が別途指定する方法にて定める「通知」または「サービス仕様書」等で規定する本サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、本約款の一部を構成するものとします。
4. 本約款には以下の別紙が含まれます。
別紙1：サービス対象機器
別紙2：サービス料金表

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. **本サービス**: 当社が提供する「鉄壁」サービス
2. **利用者**: 本サービスの提供を受ける者
3. **利用契約**: 本約款に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約
4. **対象機器**: 本サービスを提供するにあたり、当社から貸与した別紙で定められた機器
5. **導入設定シート**: 本サービスの対象機器の設定情報が記載される当社所定の書面
6. **サービス開始日**: 本サービスの利用登録完了後に当社から利用者に対し送付する「鉄壁サービス開始通知書」に記載の日付
7. **契約期間**: 本サービスの利用登録完了後に当社から利用者に対し送付する「鉄壁サービス開始通知書」に記載の期間
8. **消費税相当額**: 消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額
9. **契約 ID**: 利用者その他の者を識別するために用いられる符号

第3条 (本約款の変更)

1. 当社は本約款を随時変更することができるものとします。なお、本約款が変更された場合には、利用者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとし、提供条件（料金その他を含む。）は変更後の本約款に基づくものとします。
2. 利用約款の変更の際には、当社は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容を速やかに告知します。告知は第7条記載の方法で利用者へ通知し、当社のホームページに表示した時点より

効力を生じるものとします。

3. 利用約款の変更日以降は、利用契約には、変更後の利用約款が適用されることとなります。

第4条 （契約の成立）

1. 本サービス利用の申込みは、利用者が本約款に同意のうえ、当社所定のサービス申込書および注文書の両方を提出することによって行うものとします。
2. 利用契約は、前項の申込みに対し当社がこれを承諾することにより、成立するものとします。なお、利用者は当社が当該申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第5条 （契約期間）

1. 本サービスの基本契約期間は5年間です。
2. 本サービスは、当社より発行する「鉄壁サービス開始通知書」に記載された年月日よりサービス開始となります。
3. オプション追加は、本サービスの利用申込み時もしくは利用期間中の場合のみ申込みことができるものとし、作業完了後に当社からの電子メール等で追加完了をお知らせします。
4. 契約満了後、利用者は対象機器を速やかに返却するものとします。
5. サービスの継続を希望する場合は、次のいずれかで更新ができるものとします。
 - (1) 対象機器のサポート継続が可能な場合：同一機器での契約延長が可能です。この場合の更新期間は1年単位となります。ただし、機器のサポート終了日までの期間が1年に満たない場合は、この限りではありません。
 - (2) 対象機器のサポート継続が不可の場合：新機種にリプレースし、サービスを継続することが可能です。この際、機器の設定構築・導入費用として、新たに初期費用が発生します。また、月額利用料は、リプレース後の対象機器利用料に変更となります。
6. メーカーの都合により機種変更の発生、またはファームウェアのバージョンアップが発生し、対象機器において最新のファームウェアが適用不可となった場合、契約満了前に機器のリプレースを行います。リプレース作業の料金やリプレース後の月額利用料については別途両者合議の上決定致します。

第6条 （契約の解約）

1. 本サービスは月単位や年単位での解約は原則できないものとします。
2. 基本契約期間5年以内に利用者が途中解約を希望する場合は、残期間の50%を解約手数料として支払う必要があります。
3. 利用者が解約を希望する場合は、希望する解約日の1カ月前までに当社指定の解約申込書にて申し出る必要があります。当社は解約申込書を受領した月の翌月末日を解約日とします。（以下、解約が完了した日を「解約日」といいます。）
4. 当社は解約日をもって提供サービスの停止および、対象機器を回収します。

5. 本条による解約の場合、解約日に発生する利用料金などの債務は、第17条（利用料金の支払い方法等）に基づいて履行されるものとします。

第7条 （通知）

1. 当社から利用者への通知は、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載など、当社が適切と判断する手段によって行われるものとします。
2. 前項に基づき、当社が電子メールやホームページで利用者へ通知するときは、その内容が発信された時点で通知されたものとみなします。

第8条 （緊急時の連絡方法）

1. 利用者は、緊急時に当社が迅速に連絡を取ることができるよう、緊急連絡先（担当者氏名、電話番号およびメールアドレス）を事前に当社に提供するものとします。
2. 当社は、緊急時において前項にて提供された情報に基づき、利用者へ連絡を行います。
3. 利用者は、当社からの緊急連絡を受け、必要な場合は速やかに情報を提供するものとします。また、緊急事態の解決に向けて、当社と協力して対応することを約束します。
4. 利用者は、緊急連絡先に変更があった場合、第8条（利用者登録情報の変更）に基づき速やかに当社に対して変更内容を通知し、最新の連絡先情報を提供するものとします。

第9条 （利用者登録情報の変更）

1. 利用者は、当社へ届け出ている住所、電話番号その他届出事項に変更があった時は、事前に当社所定の変更申込書にて変更手続きを行うものとします。
2. 前項の変更手続きが無かったこと、もしくは変更申込手続きの遅延により、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条 （提供サービス）

1. 本サービスは、FortiGateを利用したUTMのマネージドサービスです。「鉄壁」サービス仕様書に基づき、サービスを提供します。
2. 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第11条 （サービスの品質保証）

当社は、本サービスの品質を保証するため、サービスの品質に関する問題が発生した場合は迅速に対応し、問題解決に努めます。

第12条 (サポート体制)

当社は、利用者が本サービスを円滑に利用できるよう、以下のサポート体制を提供します。

1. サポート受付窓口は 24 時間 365 日、電話およびメールで受け付けします。
2. 標準対応時間は、当社営業日 9:30～18:00 の間です。
3. 緊急対応が必要な場合は、標準対応時間を超えて対応します。その場合は、時間外作業費用が発生する場合がございます。

第13条 (サービス提供の中止・停止)

1. 当社は、以下のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部の提供を中止または一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 当社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの提供が不可能となった場合。
 - (2) 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合。
 - ① 支払期日が経過しているにもかかわらず、本サービスに関連する料金等の支払がなされない場合。
 - ② 本サービスの申込およびその他の手続において、当社に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - ③ 当社の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うことにより、当社の業務に支障をきたした場合。
 - ④ 当社に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合。
 - ⑤ 本サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと当社が判断した場合。
 - ⑥ その他当社が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要があると当社が判断した場合。
 - (2) その他、当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合。
3. 当社は、本条に基づきサービスの提供を中止または停止した場合、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第14条 (サービス提供の廃止)

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、当社所定の方法によってサービス廃止日の 2 ヶ月までに利用者に対してその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。

3. 当社は、本条に基づきサービスを廃止した場合、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第15条 (サービス料金)

1. サービス基本料金は別紙 2.サービス料金表に記載のとおりとします。
2. 実際の提供料金は、御見積書・御注文書に記載のとおりとします。

第16条 (利用料金の請求)

利用者は当社に対し、お申込みいただいた御注文書に記載の利用料金および、これにかかる消費税相当額を支払うものとします。尚、消費税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に利用者が当社に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

1. 料金等の請求は、以下の通り開始します。
 - (1) 導入サービスに関わる初期費用は、作業完了後に検収書を受領した当月末に請求
 - (2) 月額サービス費用は「鉄壁サービス開始通知書」に記載された請求開始月より請求
2. 利用開始日の属する月または解約日の属する月であっても、利用料金の日割は行わないものとします。
3. 本サービスは一定期間毎にサービス内容を変更する場合があります。利用者が変更後のサービス内容を適用する際、月額料金の変更を伴う場合があります。
4. サービス内容及び月額料金の変更は予告なく行われることはなく、当社の提案によってのみ実施されます。
5. 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、当社は、利用者により一旦支払われた料金等を利用者に返金しないものとします。

第17条 (利用料金の支払い方法等)

1. 利用者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、当社の指定する金融機関口座に対する振込みにて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 利用者は当社からの請求日の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に対する振込にて料金等の支払いを行うことで、本サービスの利用を可能とします。なお支払いに関連して発生する手数料等は利用者の負担とします。
3. 利用者は、本サービスの料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6%の割合の遅延損害金を当社に支払うものとします。
4. 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、当社は、利用者により一旦支払われた料金等を利用者に返金しないものとします。
5. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努め

るものとします。

第18条 （適用除外）

以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、当社は、その実施について何ら責任を負わないものとします。

1. 以下の（1）から（3）のいずれかに起因する対象機器の障害または故障
 - （1） 対象機器メーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
 - （2） 対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用
 - （3） 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、異常電流、利用者による輸送もしくは当社または対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含みます。）以外の者により実施された改造または作業等、当社以外による設定の変更がなされた場合。
2. 対象機器に記憶されたデータおよび利用者の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損および滅失した場合の修復作業
3. 本サービスの終了後における利用者の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
4. 対象機器へのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象機器または利用者の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
5. データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれに関わる支援作業
6. 当社により対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理
7. 天災地変、その他の不測の事故若しくは利用者の故意、過失または不正使用により生じた対象機器の障害の復旧作業
8. 対象機器にインストールされた OS 及び基本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業
9. 前各号の他、当社が本サービスの対象外と認める作業

第19条 （利用者の協力）

1. 本サービスの実施に伴い当社が利用者の事業所内に立ち入る必要がある場合、利用者は、当社の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要な適切な広さの作業場所および対象機器の保守に必要な部品等の保管場所を無償で当社に提供するものとします。
2. 利用者は、当社の保守要員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、当社による対象機器の、利用者事業所外への持ち出しを認めるものとします。
3. 利用者は、当社が本サービスを実施する上で利用者の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
4. 利用者は、対象サービス機器の設置場所の環境等について、メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って使用するものとします。

5. 利用者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、または対象機器に関する情報を当社に提供するものとします。

第20条 （利用者の責任）

1. 対象機器の記憶されたデータで、利用者が必要であると判断したデータのバックアップ
2. 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第21条 （当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第22条 （本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があったことを知った時は、可能な限りすみやかに利用者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知った時は、すみやかに本サービス用設備等を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害あることを知った時は、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に関わる作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第23条 （免責規定）

1. 以下各号については本サービスの適用外とし、当社は何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 本サービスで当社が提供する以外の利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
 - (2) 天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは利用者の故意、過失または不適正な使用によって利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
 - (3) 利用者による当社へ無断で実施した設定変更に起因する障害復旧
 - (4) 前各号の他、当社が定める本サービスの範囲外と判断する事項
2. 当社は、契約者が提供する内容の誤りによって本サービスの実施遅滞、本サービスの契約不適合責任等が発生した場合、当社は何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、以下の事由により利用者が発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、

その他の法律上の請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 利用者設備の障害又は本サービスの利用に必要となるインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
- (3) インターネット接続サービスの性能に起因する損害
- (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (5) 当社または当社の仕入先が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (6) ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
- (7) 利用者のハードウェアに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の制約や不具合に起因して発生した損害
- (9) その他当社の責に帰すべからざる事由

第24条 （秘密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。
3. 利用者は、本サービスの提供に関して当社から提供を受けた情報を当社に無断で複製し、また第三者に開示してはならないものとします。
4. 「刑事訴訟法」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、当社は当該処分の範囲内で本条の秘密保持義務を負わないものとします。

第25条 （個人情報の取扱い等）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があった時は、当社が利用者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて同意するものとします。
2. 当社は、保有する契約者個人情報については、別に定める「プライバシーポリシー」<https://www.userside.co.jp/privacy/>に基づき適正に取り扱うものとします。

第26条 （第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、利用者と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条 （反社会的勢力との関係排除等）

1. 利用者は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団官営企業、総会屋等、社会的運動党標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、および過去5年以内に反社会的勢力であったこと。
 - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 利用者は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
 - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
 - (2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
 - ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
 - ④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
4. 当社は、利用者が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、当社は利用者に対して、その名目の如何を問わず、金銭の支払いやその他の経済的利益を提供する義務を負いません。さらに、当社は本条による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求を妨げられません。

第28条 （権利義務の譲渡等）

利用者は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第29条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利については、日本国法に準拠するものとします。

第30条（協議）

利用者および当社は、本サービス規約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第31条（合意管轄および紛争解決手段）

1. 利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 訴訟に至る前に、利用者と当社は誠意を持って協議し、可能な限り友好的な解決を図るものとします。
3. 協議によっても解決が困難な場合、利用者と当社は、第三者機関による仲裁または調停を利用することを検討します。
4. 仲裁または調停の手続きにおいては、利用者と当社は、相互に協力し、迅速かつ公正な解決を目指します。

附則

本約款は 2025 年 5 月 10 日より効力を有するものとします。

サービス対象機器

対象機器	仕様				
	ファイアウォール スループット (1518 / 512 / 64 バイト UDP パケット)	IPsec VPN スループット	同時セッション数	新規セッション/秒	インターフェース
FortiGate-40F	5 / 5 / 5 Gbps	4.4 Gbps	700,000	35,000	5 × GbE RJ45
FortiGate-50G	5/5/4 Gbps	4.5 Gbps	720,000	85,000	5 × GbE RJ45
FortiGate-60F	10 / 10 / 6 Gbps	6.5 Gbps	700,000	35,000	10 × GbE RJ45
FortiGate-70F	10 / 10 / 6 Gbps	6.1 Gbps	1.5 M	35,000	10 × GbE RJ45
FortiGate-70G	10 / 10 / 10 Gbps	7.1 Gbps	1.4 M	100,000	10 × GbE RJ45
FortiGate-80F	10 / 10 / 7 Gbps	6.5 Gbps	1.5 M	45,000	8 × GbE RJ45、 2 × 共有ポートペア
FortiGate-90G	28 / 28 / 27.9 Gbps	25 Gbps	1.5 M	124,000	8 × GbE RJ45、 2 × 10 GbE 共有ポートペア
FortiGate-100F	20 / 18 / 10 Gbps	11.5 Gbps	1.5 M	56,000	2 × 10 GbE SFP+、 18 × GbE RJ45、 4 × 共有ポートペア、 8 × GbE SFP
FortiGate-120G	39 / 39 / 28 Gbps	35 Gbps	3 M	140,000	4 × 10 GbE SFP+、 18 × GbE RJ45、 8 × GbE SFP
FortiGate-200F	27 / 27 / 11 Gbps	13 Gbps	3 M	280,000	4 × 10 GbE SFP+、 18 × GbE RJ45、 8 × GbE SFP
FortiGate-200G	39 / 39 / 26.5 Gbps	36 Gbps	11M	400,000	8x 10 GE SFP+ 8x 5GE RJ45 10x GE RJ45 4xGE SFP

※FortiGate-40F・60F は Proxy サーバー機能、UTM における Proxy モード、ZTNA アクセス等の機能制限があります。対象機能をご利用の場合は 70F or 80F or 3 桁モデル以上を選択ください。

※FG50G は現状サポート対象は 7.0.15 と 7.4.8 のみです。

サービス料金表

●基本料金

対象機器	標準プラン		冗長構成プラン	
	初期費用 ※	月額費用	初期費用 ※	月額費用
FortiGate-40F	¥ 100,000	¥ 28,000	¥ 160,000	¥ 40,000
FortiGate-50G	¥ 100,000	¥ 30,000	¥ 160,000	¥ 43,000
FortiGate-60F	¥ 100,000	¥ 35,000	¥ 160,000	¥ 51,000
FortiGate-70F	¥ 100,000	¥ 38,000	¥ 160,000	¥ 55,000
FortiGate-70G	¥ 100,000	¥ 36,000	¥ 160,000	¥ 52,000
FortiGate-80F	¥ 120,000	¥ 51,000	¥ 190,000	¥ 84,000
FortiGate-90G	¥ 120,000	¥ 68,000	¥ 190,000	¥ 120,000
FortiGate-100F	¥ 150,000	¥ 93,000	¥ 240,000	¥ 165,000
FortiGate-120G	¥ 150,000	¥ 100,000	¥ 240,000	¥ 172,000
FortiGate-200F	¥ 150,000	¥ 162,000	¥ 240,000	¥ 299,000
FortiGate-200G	¥ 150,000	¥ 188,000	¥ 240,000	¥ 361,000

初期費用は、作業完了後に検収書を受領した当月末に請求となります。

月額サービス費用は「鉄壁サービス開始通知書」に記載された請求開始月より請求となります。

※初期費用に設置先への作業員移動費用は含みません。別途御見積となります。

●オプション料金

オプションサービス名	内容	費用
UTM 機能設定変更	標準設定（フローモード（Flow-based））以外の設定変更の実施	※都度御見積
ネットワーク帯の追加	追加設定・変更作業は月額費用に含みます。 ※設計を含む設定変更は別途料金が発生します。	※都度御見積
URL フィルタリングの追加・ポートの開閉	月1回および5件までは月額費用に含みます。 ※上記を超えた分より別途料金が発生します。	6件目以降 1件あたり ¥500
VPN アカウントの追加	月10件までは月額費用に含みます。 ※上記を超えた分より別途料金が発生します。	11件目以降 1件あたり ¥500
VPN アカウント AD 連携	クライアント VPN のアカウント情報を Active Directory と連携	※都度御見積
SD-WAN 構築、設定	SD-WAN によるネットワークオフロードの設定	※都度御見積